

## Q 保険料の決まり方は？

**A** 65歳以上の方の保険料は、町の介護保険の運営費用などから算出した「基準額」をもとに、所得に応じて段階別に設定されます。

## Q 保険料を納めずにいると...

**A** 介護サービスの自己負担は、費用の1割が原則※ですが、保険料を滞納すると、期間に応じて下記の①～③の処分が適用されます。

災害や失業などで納付が困難なときは、お早めにご相談ください。

※所得の多い方は自己負担が2割または3割になる場合もあります

町の介護保険の運営に  
かかる費用(利用者負担分を除く)

×

65歳以上の方の負担分 23%

÷

町の 65 歳以上の人数

＝

**基準額（年額）**

※保険料を決める基準となる額

### ① 1年間滞納すると

いったん事業者が費用の全額を支払うことになります。

いったん費用の全額を事業者支払い、自己負担以外の払い戻しを受けるには、後日、町への申請が必要です。

### ② 1年6か月滞納すると

①の払い戻し分は滞納保険料に充てられます。

①の払い戻し分を申請しても、滞納保険料に充てた後の残額しか戻りません。

### ③ 2年間滞納すると

自己負担が3割または4割に増えます。

自己負担が3割または4割に増えるほか、「高額介護サービス費※等」が支給されません。

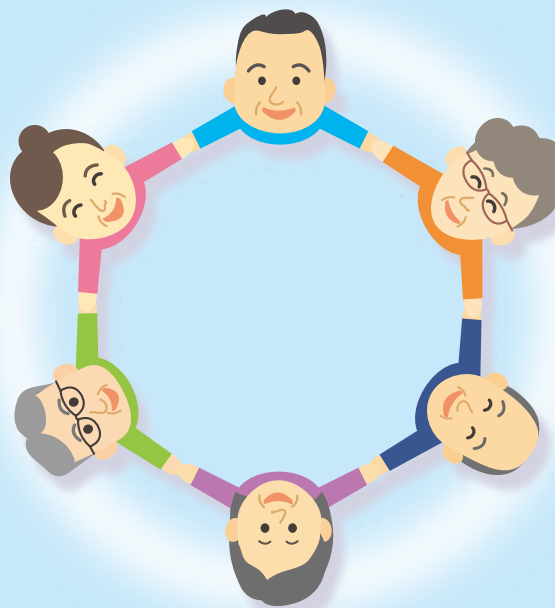
※自己負担の合計月額が上限を超えた場合に支給されます

令和5年度版

65歳以上の方へ

# 介護保険料

## のお知らせ



岩 内 町

## 保険料は大切な財源です

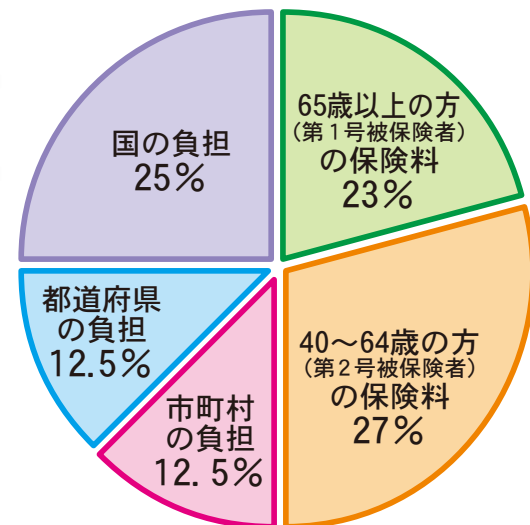
保険料は、介護保険を運営していくための大切な財源です。

介護が必要となったときに誰もが安心してサービスが利用できるよう、保険料は必ず納めましょう。

### 介護保険の財源

(利用者負担分は除く)

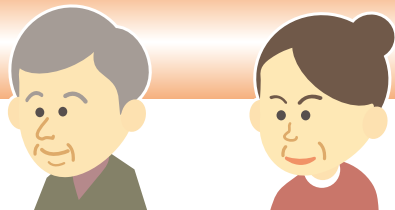
財源の半分は保険料です。そのうちの23%が65歳以上の方の納める保険料です。



※令和3年度～令和5年度の割合です。

## Q あなたの保険料は？

# A



(単位：円)

| 段階区分   | 対 象 者                                                                                     | 年間保険料額  |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 第 1 段階 | 生活保護を受けている方<br>世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方<br>世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方 | 21,200  |
| 第 2 段階 | 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超え、120 万円以下の方                                    | 35,400  |
| 第 3 段階 | 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円を超える方                                            | 49,600  |
| 第 4 段階 | 世帯の中に住民税課税対象者はいるが、本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方                              | 63,700  |
| 第 5 段階 | 世帯の中に住民税課税対象者はいるが、本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超える方                             | 70,800  |
| 第 6 段階 | 本人が住民税課税対象者で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の方                                                        | 85,000  |
| 第 7 段階 | 本人が住民税課税対象者で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方                                               | 92,000  |
| 第 8 段階 | 本人が住民税課税対象者で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方                                               | 106,200 |
| 第 9 段階 | 本人が住民税課税対象者で、前年の合計所得金額が 320 万円以上の方                                                        | 120,400 |

### ◆老齢福祉年金とは

生年月日が平成 5 年 4 月 1 日以前の方で、一定の所得がなく、他の年金を受給していない方に支給される年金です。

### ◆合計所得金額とは

収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

## 保険料の納め方

年金の年額によって、納め方は 2 種類に分かれます。

年金の年額が **18 万円以上** の方

年金から天引きされます  
(特別徴収)

年金の定期払い(年 6 回)の際に、年金の支給額から保険料があらかじめ天引きされます。

#### 天引きの対象となる年金

- ・老齢（退職）年金
- ・障害年金
- ・遺族年金

老齢福祉年金・恩給等については、天引きの対象となりません。

### こんなときは一時的に 納付書で納めます

年金の年額が 18 万円以上の方でも、次の場合には一時的に納付書で納めます（普通徴収）。

- 65歳になったとき
- 他の市区町村から転入したとき
- 段階区分が変更になったとき
- 4 月 1 日の時点で年金を受けていなかったとき

年金の年額が **18 万円未満** の方

納付書や口座振替で納めます  
(普通徴収)

町から送付される納付書で、役場や金融機関を通じて個別に納めます。

### 口座振替が便利です！

保険料の納め忘れがなく、安心・便利な口座振替がおすすめです。



これらをご持参の上、町内の金融機関か役場⑩番窓口にお申し込みください。